基本合意書

　●（以下「売主」という。）及び●（以下「買主」という。）は、売主が所有する●株式会社（以下「対象会社」という。）の株式を売主が買主に譲渡する取引に関し、以下の通り基本合意書（以下「本合意書」という。）を締結する。

第1条（株式譲渡）

売主は、買主に対し、対象会社の発行済普通株式の全て（以下「本株式」という）を譲渡し、買主は、これを譲り受ける（以下「本株式譲渡」という。）。

第2条（譲渡価額）

本株式の譲渡価額は、金●円とする。

第3条（最終契約）

売主及び買主は、 ●年●月●日又は両当事者が別途書面で合意した日（以下「本最終契約予定日」という。）までに、本合意書の内容やデューデリジェンスの結果を踏まえ、本株式譲渡にかかる法的拘束力のある最終契約（以下「本最終契約」という。）の締結を目指して誠実に交渉するものとする。

第4条（独占交渉）

売主は、本有効期間（第8条に定める。）中は、本株式譲渡の実行を阻害し、又は矛盾するおそれのある取引について、買主以外の第三者との間で一切の情報開示、協議若しくは検討し、又は実行してはならないものとする。

第5条（デューデリジェンスへの協力）

売主は、買主にて実施予定の、事業内容、法務調査、財務内容及び会計処理等の実態を把握するためのデューデリジェンスにおいて、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家の売主への立ち入り、売主の会計帳簿・その他の帳簿・契約書類等の閲覧など、円滑なデューデリジェンスの実行に協力するものとする。

第6条（善管注意義務）

　売主は、対象会社をして、本株式譲渡が実行されるまで、善良なる管理者の注意をもって対象会社の業務を運営させるものとし、対象会社において対象会社の資産・財務内容に重大な変更を生じせしめる行為を行わせてはならないものとする。

第7条（法的拘束力）

本合意書は、第4条（独占交渉）、第5条（デューデリジェンスへの協力）、第6条（善管注意義務）、本条、第8条（有効期間）、第10条（秘密保持義務）、第11条（誠実協議）及び第12条（合意管轄）の定めを除き、売主及び買主に対して法的拘束力を有しないものとする。

第8条（有効期間）

1. 本合意書の有効期間（以下「本有効期間」という。）は、本合意書の締結日から本最終契約予定日又は本最終契約が現実に締結された日のいずれか早い日までとする。
2. 本合意書の終了にかかわらず、第7条（法的拘束力）、本項、第10条（秘密保持義務）、第11条（誠実協議）及び第12条（合意管轄）の効力は存続するものとする。

第9条（解除）

本有効期間中といえども、売主及び買主は、相手方が本合意書に違反した場合（ただし、法的拘束力を有する条項に違反したときに限る。）若しくは故意又は重過失により本合意書の目的が達成できない場合、相手方に対して書面で催告後 10 日を経過するまでの日にこれが是正されない場合は、本合意書を解除することができる。

第10条（秘密保持義務）

買主は●年●月●日付で買主が売主に差し入れた秘密保持義務に係る差入書が、本合意書の締結後も、有効であることを確認し、秘密保持に努めるものとする。

第11条（誠実協議）

本合意書に定めのない事項及び本合意書の解釈に関して疑義が生じた事項については、売主及び買主は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとする。

第12条（合意管轄）

本合意書に関し万一紛争が生じた場合には、●地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

|  |  |
| --- | --- |
| 売主： | [住所]  [氏名] |
|  |  |
| 買主： | [住所]  [社名]  [氏名] |